

特記仕様書

- 件名 車いす移動車の購入
- 数量 1台
- 納期 令和3年3月26日(金)
- 納入場所 市川市財政部管財課(市川市市川南2丁目9番12号)
- その他 自動車任意保険・自動車自賠責保険・重量税・自動車税・
自動車リサイクル料については、別途支出するので
入札価格には含めないこと。
暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書
(「物品供給契約約款」を含む)に定めるとおりする。

詳細は、別紙『令和2年度 車いす移動車規格書』を参照。

令和2年度

車いす移動車
規格書

財政部

管財課

目 次

第 1 総 則

第 2 製品規格

第 3 完成検査

第 4 保 証

第 5 その他

第1 総則

- 1 この規格書は、車いす利用者が仮本庁舎に来庁する際に、利便性を確保するために使用する公用車両の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合個所が発生した場合は、無償で取替え又は修繕するものとする。
- 5 納入場所は市川市財政部管財課とする。

第2 製品規格

1 緒 元

年 式	2020年式以降
動 力	ガソリンエンジン
車 体 形 状	1BOX チェアキャブスロープタイプ（ワゴンタイプ、車いす移動車）
トランスミッション	オートマチックもしくは無段変速機
乗 車 定 員	通常時：8名 車いす搭載時：6名以上（車いすを含める）
駆 動 方 式	2輪駆動
車 両 寸 法	全長 4,770 mm以下 全幅 1,750 mm以下 全高 2,000 mm以下
スロープ耐荷重	200 kg以上
スロープ幅（内寸）	750 mm以上
エンジンスペック	総排気量 2000 cc以下

2 内 装

- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) SRSエアバッグを装備していること。（運転席及び助手席）
- (4) レーダー、カメラにより衝突被害を回避または軽減するブレーキアシスト機能を装備していること。
- (5) 乗車可能な車いすの寸法として、普通車いすを乗車した際、着座全高が1,350mm以上あること。
- (6) セカンドシートにシートカバーを装着すること。（純正品がある場合には、純正品にて対応すること）
- (7) 7インチ以上の純正ナビゲーションシステムを装着すること（テレビは視聴できないようにすること）
- (8) スライドドアは両側とも、電動で可動すること。
- (9) バックカメラ（ギアをリバースにした際に自動で後方がナビ画面に映る）を装備すること。
- (10) ドライブレコーダー（前後録画タイプ）を装備すること。
- (11) ETC（カタログ記載純正品）を装備すること。

3 外 装

- (1) 車体色は白系とする。
- (2) 「市川市」の文字（10cmゴシック体黒字）をカッティングシートで納品すること。
- (3) 納車時は、純正アルミホイール（16インチ）の夏用タイヤを装着すること。また、純正アルミホイール（16インチ）のスタッドレスタイヤ（冬用タイヤ）も納入すること。

第3 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属装備品等がすべて完了した時点に実施するものとする。
- 2 検査には、受注者側の担当者が立会わなければならない。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 規格に対する検査
 - (2) 付属装備品等の検査
- 4 検査の結果、不合格と発注者の認めた個所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで、再検査を受けること。
- 5 中間検査は実施しない。

第4 保証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とすること。

第5 その他

- 1 規格書で指定した装備品等における、特に指示がなくても使用に必要な付属品等は、全て付けて納品すること。
- 2 規格書にない部分で、純正仕様として取付けてあるものについては、全て取付けること。
- 3 補助金等がある場合は、申請に必要な手続きを行うこと。なお、当該の手続きに関する費用の一切は受注者側が負担すること。
- 4 納入する車両については第2製品規格に示す諸元と同等以上のものとし、納入期限までに納入可能な車両とすること。
- 5 受注者は、納入する車両の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 6 受注者は、事前に担当者と詳細な打ち合わせを行うこと。
- 7 本規格書に記載のない事項及び変更が生じた場合は、双方で協議し決定すること。
- 8 納入時に車両の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 9 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用は受注者の負担とする。
- 10 搬入・運搬・設置に係る費用を含めること。
- 11 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 12 試運転を行い正常に作動するか確認すること。